

# 教職員互助会からのお知らせ

令和8年4月1日より



## 貸付事業を見直します

### ■ 貸付方法（小切手の廃止）

小切手による即日貸付を廃止し、すべて本人名義口座への送金とします。

現 行	見直し後（令和8年4月以降）
貸付方法	送 金

### ■ 貸付種類（ライフサポート貸付の変更）

- 用途のうち、「転居」「医療」「介護」を廃止し、「結婚」「葬祭」のみ対象とします。
- 名称を「冠婚葬祭貸付」に変更します。

現 行	見直し後（令和8年4月以降）
名 称	冠婚葬祭貸付
用 途	結婚、転居、医療、介護、葬祭

### ■ 貸付限度額

一般貸付（生活資金貸付、教育資金貸付、車貸付、冠婚葬祭貸付）の利用合計限度額（未返済元金の合計）を **700万円以内** とします。

現 行	見直し後（令和8年4月以降）
一般貸付 (生活、教育、車、冠婚葬祭)	(未返済元金合計額) <b>700万円以内</b>
一般貸付 + 住宅貸付	(未返済元金合計額) 1,000万円以内 (変更なし)

※詳細は裏面の表をご確認ください。

### ● その他

見直しの内容については、ホームページでも案内します。（令和8年2月以降）

また、令和8年3月発行予定の互助会報3月号、『教職員互助会ガイドブック2026』でも案内しますのでご確認ください。

令和8年4月1日以降、事業見直しに伴い、新様式による申し込みとします。

### 問い合わせ先

一般社団法人宮崎県教職員互助会 総務課 貸付担当



0985-29-1242



Mail [gojyokai@miyazaki-kyogo.or.jp](mailto:gojyokai@miyazaki-kyogo.or.jp)



URL <https://www.miyazaki-kyogo.or.jp>

(裏面)

● 貸付限度額の見直しについて

種類		用途	限度額		
一般貸付  目的別貸付	生活資金貸付	生活資金	200万円	一般貸付 (生活・教育・車・冠婚葬祭) 合計 700万円 まで	合計 1,000 万円 まで
	教育資金貸付	学資	400万円 ※ただし 高等学校 子1人につき 100万円 高等専門学校(1~3年生)、 放送大学、 大学・短期大学の通信制課程 子1人につき 150万円		
	車貸付	自動車購入等	400万円		
	冠婚葬祭貸付 (旧 ライサホート貸付)	結婚、葬祭	200万円		
住宅貸付		家屋・宅地の購入 家屋の新築・ 増改築等	在会5年未満 200万円 在会5年以上10年未満 300万円 在会10年以上20年未満 400万円 在会20年以上 500万円		